

(案)

第六次 新宿区子ども読書活動推進計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

【自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち】

令和6（2024）年3月

新宿区教育委員会

「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」目次

第1章 計画策定の背景

- 1 子どもの読書活動の意義
- 2 国及び東京都の動向
- 3 新宿区における子どもの読書環境・読書活動の現状
- 4 第五次 新宿区子ども読書活動推進計画 数値目標の達成状況
- 5 第五次 新宿区子ども読書活動推進計画の成果と課題

第2章 第六次 新宿区子ども読書活動推進計画の基本方針

- 1 計画の性格
- 2 計画の目標
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 子ども読書活動推進のための役割

第3章 読書活動推進のための具体的な取組み

- 1 第六次 新宿区子ども読書活動推進計画で展開する取組み
- 2 子どもの読書活動推進のための主な取組み（年齢別）
- 3 施策の体系
- 4 子どもの読書活動の推進

資料編

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条では、『子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。』とされています。

近年日本の社会では、大規模な自然災害や、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大が起これ、社会生活や学校生活において行動が制限された期間があり、新しい生活様式が出来つつあります。このような社会にあって、子どもたちが現実を見極め、自分の将来に夢を持ち、自己実現を図るという「生きる力」を培うこと、すなわち子どもが自ら課題を発見し、自ら考え表現をして解決することができる資質や能力を育むためには、読書活動を推進することがますます重要となっています。

乳幼児期は、子どもが保護者・養育者などからお話を聞くことや、絵本を読んでもらうことが、読書の楽しさを知る上で極めて大切です。

小学校低学年では、子どもは文字を覚え、次第にやさしい民話や童話などに親しむようになり、中学年では、黙読が身につく長い文章も読めるようになります。高学年では、目的に応じて図書を選択できるようになります。

小学校段階では、自ら本を読むことの楽しさを体験するようになるため、子どもの読書に対する興味・関心を一層高め読書習慣の定着を図ることが重要です。

中学校・高校では、読書の範囲の広がりに対応できるよう、様々な趣味、関心に応じて読書のできる図書の整備が必要となってきます。

また、障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための支援も必要です。

このように、乳幼児期から青少年期まで、全ての子どもに対して状況に応じた途切れのない支援を行い、読書習慣を定着させることが、子どもの読書活動の推進となります。

そのためには、関連する施策や取組みを体系立て、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

2 国及び東京都の動向

国では、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画の策定に努め、策定したときは公表しなければならないことが定められました。

翌年、国は子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定し、平成 20 年 3 月には第二次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定しました。

平成 25 年 5 月に第三次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、平成 30 年 4 月に第四次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、さらに「視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、また令和 5 年 3 月に第五次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定しました。不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の四つの基本方針を掲げました。

東京都は、平成 15 年 3 月に「東京都子ども読書活動推進計画」を、平成 21 年 3 月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。また平成 27 年 2 月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」を策定しましたが、その特徴は子どもの「成長段階に合わせた取組」により推進するものとなっています。

令和 3 年 3 月には「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定され、乳幼児期からの読書習慣の形成、学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、読書の質の向上の 4 点を目指すものとして掲げ、学校（園）、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、主体的・自発的な読書活動を発達段階に応じて推進するとしています。

3 新宿区における子どもの読書環境・読書活動の現状

(1) 家庭・地域

平成 15 年度に策定された「新宿区子ども読書活動推進計画」は「第五次 新宿区子ども読書活動推進計画」（以下、「第五次計画」という。）へと引き継がれ、20 年にわたる事業の推進実施により、家庭・地域における読書への関心が高まり、重要性が広く認識されています。

各地域でのボランティアや民間団体による読書活動も広く行われています。

また、地域図書館と子育て支援施設等との連携により、子どもたちが本を手に取りやすい環境が整ってきています。

(2) 区立図書館

新宿区には、こども図書館・地域図書館 9 館に児童室または児童コーナー及び中高生コーナーが設けられ、多くの子どもたちに利用されています。

児童に関する蔵書の本数は、全館で児童書約 308,000 冊、紙芝居約 7,600 冊の、合計で約 315,600 冊です。（しんじゅくの図書館 2023）

図書館は乳幼児連れの親子が気兼ねなく、いつでも利用できる場所でもあります。図書館には読み聞かせができるスペースがあり、リラックスして過ごしながら子どもが読書の楽しさを知ることができる環境づくりに努めており、ボランティアや民間団体と協力して実施しているお話し会や様々な行事を通して、子どもたちが積極的に読書活動を行うことができるようにしています。

また、学校や幼稚園・保育園・子ども園・児童館等の子育て支援施設における読書環境の整備を支援するため、団体貸出専用の資料の充実を図っています。

更に、区内 3 つの病院に対して配本サービスを実施し、そのうち 1 つの病院でお話し会を実施するなど、図書館外での活動も行っています。

(3) 区立学校（学校図書館）

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備です。学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童・生徒の健全な教養を育成することを目的としており、①児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童・生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、

③児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

小・中学校及び特別支援学校では、学校図書館検索システムの構築により、蔵書のデータベース化が図られ、効率的・効果的な蔵書管理が可能となっています。

小・中学校では、学校図書館に司書教諭や司書等の資格を有する学校図書館支援員を配置（週2回程度）し、児童・生徒へのレファレンス（お薦めの本の紹介や調べ学習に必要な資料・情報などの案内）を行っています。また、朝読書の取組みが実施されており、学級文庫として学習支援用図書クラス貸出を行う前に読み聞かせや図書紹介を行うなど、本をより有効に活用できるよう各校で様々な工夫が行われています。

（4）幼稚園・保育園・子ども園

乳幼児期における本との出会いは心の成長に大きな効果があり、保護者に対し「絵本が子どもの豊かな心情を育むこと」を周知しています。

区立幼稚園・保育園・子ども園では、施設環境に応じて子どもたちが自発的・意欲的に本に親しめるよう絵本のコーナーを設置しており、園の本以外にも区立図書館の団体貸出を利用して季節や行事に関する本や紙芝居の入れ替えを行い図書の充実を図っています。

また、担任や保育者等から子どもたちへ読み聞かせを行うほか、園の本を貸出して家庭での読み聞かせが行われるきっかけづくりをするなど、子どもたちの読書活動を支援しています。

（5）子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館・保健センター・男女共同参画推進センター等

子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館には図書室があり、読書の場を子どもたちに提供し、図書の貸出しも行っています（令和2・3年度は全館で貸出し中止）。幼児専用ルームが設置されている館では、親子がゆっくり安心して読書を楽しむことができます。図書室では児童館等で購入する蔵書のほか、区立図書館の団体貸出を利用し、定期的に本の入替えを行うことにより、図書の充実を図っています。

また、外部講師、ボランティア、職員による読み聞かせ会、お話し会を積極的に実施しています。

保健センターでは、乳幼児健康診査時に絵本の配付と読み聞かせをするとともにその意義の説明をしてきましたが、令和2年春からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため絵本の配付のみを行っています。

なお、そのため読み聞かせとその意義の説明は中央図書館を代替の会場として実施しています。

男女共同参画推進センターでは、センターの専門性を生かした資料・情報の収集と提供をしています。

4 第五次 新宿区子ども読書活動推進計画 数値目標の 達成状況

(1) 地域、図書館、学校等との連携による読書活動の環境・読書機会の充実

数値目標1 区立図書館の子どもの貸出冊数

①区立図書館の個人貸出冊数（区内在住者）

	*計画策定時基準値 平成30年度 平成31年3月末	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和5年度
小学生以下	470,549 冊	402,555 冊	511,493 冊	468,335 冊	521,000 冊
中学生	37,698 冊	27,844 冊	37,044 冊	36,152 冊	42,000 冊
高校生等	15,650 冊	13,822 冊	16,090 冊	16,120 冊	19,000 冊
合計	523,897 冊	444,221 冊	564,627 冊	520,607 冊	582,000 冊

*男女共同参画推進センターを含む

②区立図書館の登録者一人あたりの個人貸出冊数（区内在住者）

	*計画策定時基準値 平成30年度 平成31年3月末	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和5年度
小学生以下	40.4冊	37.8冊	49.8冊	39.6冊	43.0冊
中学生	16.4冊	13.7冊	21.7冊	16.0冊	17.4冊
高校生等	10.9冊	10.8冊	14.0冊	10.1冊	12.0冊

③区立図書館の団体貸出冊数

(区内の公立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園・児童館・小学校・中学校等)

区立図書館 の団体貸出 冊数	*計画策定時基準値 平成30年度 平成31年3月末	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和5年度
	64,686冊	46,316冊	72,934冊	73,886冊	70,000冊

区立図書館の子どもの貸出冊数については、目標値に達することはできませんでした。

令和元年度末に発生した新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の対策のため、新宿区立図書館では令和2年度に約2か月休館し、区立学校でも休校や、時差登校が行われるなど、私たちの生活や社会全体の活動が大きく変化しました。

①区立図書館の個人貸出冊数と②区立図書館の登録者一人あたりの個人貸出冊数の数値が令和3年度に大きく伸びているのは、不要不急の外出は控える行動制限がなされている中で、家庭での読書がなされた結果だと推察されます。

(2) 全ての子どもに対する発達段階に応じた読書活動の支援

数値目標 2 絵本でふれあう子育て支援の読み聞かせ参加率
(0歳児・3歳児)

	*計画策定時基準値 平成30年度 平成31年3月末	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和5年度
0歳児	88.6%	—	—	0.4%	90.0%
3歳児	92.8%	—	—	0.0%	94.0%

(注)新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年2月から休止していた保健センターでの読み聞かせは、令和5年3月より当面の会場をこども図書館として再開した。

「第五次計画」の対象期間のかなりの部分は、世界中が新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の対策に追われていました。特に初期段階では緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出を控えるなど私たちの生活自体が大きく変化しました。

保健センターで実施される健康診査についても新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、運営の仕方が見直されたため、同会場で実施していた絵本の読み聞かせや読み聞かせの意義についての説明を休止せざるをえませんでした。

先行きの見えない中、令和5年3月より当面の会場をこども図書館とし、読み聞かせを再開しましたが、区内全域を対象に実施しているためか、参加率は低くなっています。

乳幼児の心健やかな成長を促し、家庭における子どもの読書週間の定着を目指すため、どのような機会を設けることができるか検討が必要です。

数値目標3 自主的に1日30分以上放課後等や家庭で本を読む小学生の割合（朝読書・授業を含まない）

	*現状値 (平成30年度) 平成30年4月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和5年度末
自主的に1日30分以上放課後や家庭で本を読む小学生の割合	49.7%	— (89.2%)	45.5% (84.0%)	45.4% (84.6%)	55.0%

(注) 文部科学省の「全国学力・学習状況調査」における新宿区の数値: 小学校6年生対象。

ただし、令和2年度は同調査が中止となったため「児童生徒の学校図書館活用及び読書活動等に関する調査報告書」(令和3年4月1日 教育支援課)における「問2 この1か月に、朝読書の時間ではないときに本を読みましたか? 読んでいる途中でもよいです」による調査結果を参考値として掲載した。令和3年度・4年度も参考値として掲載する。

残念ながら、目標設定時より低い数値の結果となりました。令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症対策により新たな生活様式を模索している時期にあたります。今後は、限られた時間の中でも読書について興味や関心をもってもらえるよう、更なる情報発信が必要となります。

数値目標 4 区立図書館を利用したことのある中・高校生等の割合

	*現状値 (令和元年6月 末アンケート調 査時点)*1	令和2年度	令和3年度	令和4年度 *1	目標値 令和5年度
区立図書館を 利用したこと のある中・高 校生等の割合	30.2%	—	—	30.7%	35.0%

*1 区内の中学校2校、高校3校でアンケート実施。有効回答数811人

*2 区内の中学校2校、高校3校でアンケート実施。有効回答数1,055人

区立図書館を利用したことのある中・高校生等の割合は、令和元年6月と令和4年度を比較すると微増という結果でした。

「新宿区立図書館のイベントに参加したことがある」と回答した人は、約2%でした。イベントに参加しやすい時期は、長期休み期間中が最も多く、「図書購入ワークショップ」や「イチオシ本紹介やSNS等での情報発信」に参加したいという回答でした。中学生、高校生に興味をもってもらえる資料の収集とイベントを考え、一人でも多くの方々に区立図書館を利用してもらえるよう努める必要があります。

(3) 地域における子ども読書活動推進の基盤整備

数値目標5 図書館サポーターの地域での読み聞かせ活動

	*現状値(令和元年8月末アンケート調査時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和5年度
図書館サポーターで読み聞かせをしている人数	128人	105人	97人	106人	150人
区立図書館以外の場所で読み聞かせを行ったことのある人数	18人	9人	39人	32人	30人

(注) 読み聞かせサポーターによる区立図書館での読み聞かせは新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年2月から休止していたが、令和4年11月より再開した。

図書館サポーターで読み聞かせをしている人数は減少し、目標値に達しませんでした。新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の対策により、区立図書館での読み聞かせを職員が行っていた期間が長かったことも理由のひとつですが、図書館サポーターの高齢化で担い手が減少していることも理由だと考えます。

以上のとおり、「第五次計画」の実施期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまでと同様に実績・数値を比較し評価することは困難です。このため、すべての数値目標について、引き続き数値を確認していきます。

5 第五次 新宿区子ども読書活動推進計画の成果と課題

(1) 成果 (調整中)

新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の対策により、多くの事業が休止や実施方法の変更を余儀なくされるなどの影響を受けましたが、その中でも以下のような成果がありました。

①家庭・地域

家庭における読書環境の整備、読書活動の推進を図るために、保護者・養育者に対しての家庭教育講座等の開催や「こども読書の日」「子どもの読書週間」の周知など啓発事業が行われました。

また、読み聞かせなど地域で読書活動を担うボランティアの育成を図り、子どもと保護者・養育者等がより多くの本と出会うきっかけづくりとなる取組みが行われました。

②区立図書館

こども図書館・地域図書館は、読書の楽しさに触れることのできる身近な場所であり、読書活動の拠点として、子どもの読書活動を支援しました。

子どもたちが本に親しみ、本の楽しさを実感できるよう、また「図書館に行こう」と思うようなスタンプラリー、工作会や映画会などの様々な行事を通じて、子どもたちが集まる機会を提供しました。

③区立学校 (学校図書館)

子どもが自主的に読書を行い、学習に活用できる取組みを行うとともに、区立図書館と学校図書館との連携により読書活動を推進しました。資料を使って調べる学習や読書の課題を解決する学習の授業に団体貸出(学習支援便)を活用しており、朝読書・読書週間(読書旬間・読書月間)の取組みも全ての学校で行っています。

④幼稚園・保育園・子ども園

こどもの読書週間の啓発ポスターを掲示するとともに、絵本が子どもの豊かな心情を育むことを保護者に周知しました。また、読み聞かせの時間を設けるなど、子どもが絵本と親しめるように工夫をしました。

更に、区立図書館の団体貸出を活用し、図書の実用を図りました。

⑤子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館・保健センター・男女共同参画推進センター等

子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館には図書室が設けられ、読書の場を提供し、図書の貸出しを行いました。児童館等の図書資料の購入や区立図書館の団体貸出を利用して、蔵書の充実を図りました。

また、ボランティア等による読み聞かせ会を行うなど、本に親しむ環境づくりを推進しました。

保健センターでの乳幼児健診対象者への読み聞かせや、保護者に読み聞かせの意義をお伝えすることは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等の影響で休止となりましたが（令和5年3月に会場を暫定的に中央図書館として再開）、休止の間も読み聞かせの意義についてはポスター等により周知しました。

男女共同参画推進センターでは、男女共同参画に関する児童書及び青少年向けの専門的資料を購入し充実させました。

(2) 課題（調整中）

①国の方針に係る取組

国が令和5年3月に第五次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」において示した4つの基本方針、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点にあった読書活動」について、適切に対応していく必要があります。

このうち「不読率」については、令和5年6月に新宿区が実施したアンケート（P〇〇）によれば、各年代とも全国平均よりも低い（＝よく読んでいる）結果であったものの、国が示す目標値には届いていませんでした。また、高校生世代の不読率は、小中学生と比べて顕著に高く、対策を進めていく必要があります。

電子書籍については、上記アンケート（P〇〇）によれば、中学生、高校生では「電子書籍を利用したことがある」との回答が約5割を占めます。紙の図書が全て電子書籍に置き換わる訳ではありませんが、特に行動範囲が広がり、図書館に来るのが難しくなる中学生や高校生などには電子書籍に対するニーズも少なくないと考えられます。紙資料の利点や重要性を改めて確認しながらも、非来館型サービスの充実や読書バリアフリーの推進等の観点を踏まえ、電子書籍導入の検討を進める必要があります。

今後「デジタル社会に対応した読書環境の整備」を進めて行くためには、「新宿区版GIGAスクール構想」*1に基づく施策を進めるとともに、図書館における電子書籍貸出サービスの導入を検討する必要があります。

*1 国が示した「GIGAスクール構想」（一人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想）の趣旨を踏まえ、新宿区の子どもの現状や

課題に合わせた構想

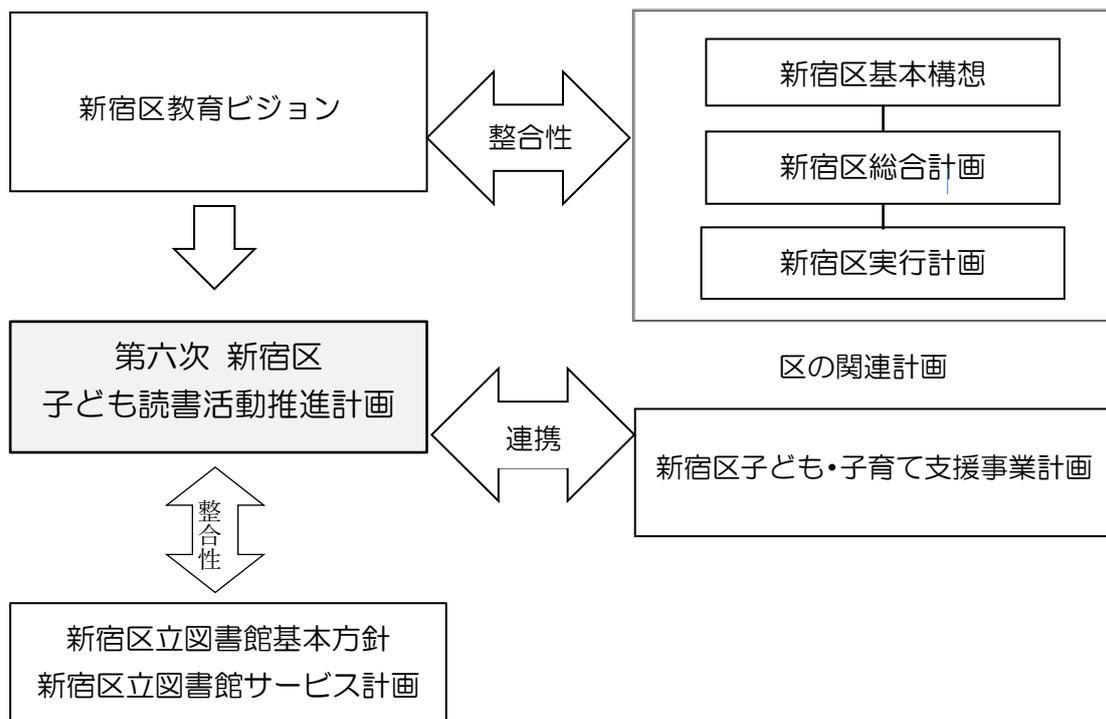
②成長（発達）段階に合わせた取組み

東京都が平成27年2月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」において示した「成長段階別（乳幼児、小・中学生、高校生等、特別な支援を必要とする児童・生徒）による取組」は、新宿区としても「第五次計画」により進めています。青年期までの全ての子どもたちに読書習慣を定着させるため、今後も引き続き実施していく必要があります。

第2章 第六次 新宿区子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の性格

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づき、新宿区の現況を踏まえて策定したものです。また、新宿区総合計画及び実行計画をはじめ新宿区教育ビジョン・新宿区立図書館基本方針や新宿区次世代育成支援計画とも整合性を図った、子どもの読書活動分野における総合的な計画です。



2 計画の目標

この計画の目標は、第五次推進計画に引き続き、「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」とします。

また、この目標の達成に向け、以下のとおり3つの基本方針と5つの具体的な取組を定めます。

【目標】

「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」

【基本方針】

- (1) 全ての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができる環境の充実
- (2) 多様な子どもに対する読書活動の支援
- (3) 子ども読書活動推進の基盤整備

【具体的な取組】

- (1) 家庭・地域における読書活動の推進
- (2) 区立図書館における読書活動の推進
- (3) 区立学校における読書活動の推進
- (4) 幼稚園・保育園・子ども園における読書活動の推進
- (5) 子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館・保健センター・男女共同参画推進センター等における読書活動の推進

そして、この計画の達成度合いを確認する指標として、5つの数値目標を定めます。

【数値目標】

- (1) 区立図書館における子どもへの貸出冊数
- (2) 絵本でふれあう子育て支援事業の読み聞かせ参加率
- (3) 自主的に1日30分以上放課後等や家庭で本を読む小学生の割合
- (4) 区立図書館を利用したことのある中・高校生等の割合
- (5) 読み聞かせ活動を行うサポーターの人数

<div data-bbox="284 405 371 454" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">目標</div> <p style="text-align: center;">自ら読書を楽しみ、 学び、 成長する新宿の子どもたち</p>	<div data-bbox="491 405 738 454" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">3つの基本方針</div> <ol style="list-style-type: none"> 1 全ての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができる環境の充実 2 多様な子どもに対する読書活動の支援 3 子ども読書活動推進の基盤整備 	<div data-bbox="916 405 1227 454" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">5つの具体的な取組</div> <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭・地域における読書活動の推進 2 区立図書館における読書活動の推進 3 区立学校における読書活動の推進 4 幼稚園・保育園・子ども園における読書活動の推進 5 子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館・保健センター・男女共同参画推進センター等における読書活動の推進 	<p style="text-align: center;">個別事業</p>
--	---	--	---

3 計画の期間

令和6年度～令和9年度までの4年間とします。また、この計画の進捗状況については、地域関係者、学識経験者、区職員から構成する新宿区子ども読書活動推進会議において毎年度進捗状況を把握し、検証を行います。

4 計画の対象

0歳からおおむね18歳までを対象とします。

5 子ども読書活動推進のための役割

(1) 家庭・地域

①本に親しむ機会を創出

家庭においては、子どもが本を手に取り、本に親しむ機会を創出していくことが大切です。特に乳幼児期における読書の体験は、読書活動の出発点として大変に重要です。

②親子で本に親しむ環境づくり

地域においては、親子で本に親しむ環境づくりを子育て支援施設の重要な取り組みとし、地域で読み聞かせボランティア活動をされている方や保護者への働きかけも積極的に進めていくことが大切です。

(2) 区立図書館

①地域に密着した読書活動の拠点・発達段階に応じたサービスの提供

子育てへの支援事業を通し、区の関係所管課等と連携して子どもに本の楽しさを伝えていくこと、また、子ども向け行事の充実を図り、図書館への来館機会の増進していくことが大切です。地域に密着した読書活動の拠点として、各図書館では子どもの発達段階に応じた読書に関する様々なサービスを提供します。子どもの読書意欲を高めるための情報発信や子どもが自主的に調べ学習を行うことが重要です。

②豊かな読書環境を提供

地域住民、ボランティア団体及び民間団体など関連機関との協力、連携を図りながら子どもに豊かな読書環境を提供することが大切です。

また、学校や幼稚園・保育園・子ども園・児童館等の子育て支援施設との連携をさらに強化し、団体貸出の充実、団体利用の受入れ等、読書環境の整備が重要です。

(3) 区立学校（学校図書館）

①様々な図書に触れる機会を確保

児童・生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

②言語に関する能力の育成等

言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等におい

て学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成、情操の涵養に重要な読書活動を推進していくことが大切です。

③多様な子どもに対する読書活動の支援

区立図書館と連携し、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、状況に応じた読書支援を行っていく役割があります。

(4) 幼稚園・保育園・子ども園

①読書の楽しさと出会う読書環境の整備

幼稚園・保育園・子ども園においては、子どもが絵本を手に取り、触れられる環境づくりが大切です。また、自発的・意欲的に絵本に親しみ、読書の楽しさと出会う読書環境の整備が重要です。

②読み聞かせによる情緒の安定

絵本を見せたり、読み聞かせ等を行うことで、ことばの持つ心地好さを体感し、情緒の安定を図り、人間形成に役立てます。子どもはお話を聴くことでイメージを膨らませ、想像する楽しさを味わいます。

一人ひとりの子どもが豊かな想像力を養えるよう支援することが大切です。

(5) 子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館・保健センター・男女共同参画センター等

①区民の理解と関心の醸成

親と子が読書を通じてふれあい、愛着形成を育み、楽しく育児ができるよう、読み聞かせの意義や読書の楽しさについて区民の理解と関心を深め、読書習慣のある子を増やします。年齢や発達段階に応じた図書が提供できるよう、区立図書館の団体貸出の利用等により図書資料を充実していくことが大切です。

②広報活動

子どもの読書活動の意義、読書の楽しさについて、区民の理解と関心を深めるため、積極的に広報活動等を進めることが重要です。

第3章 読書活動推進のための具体的な取組み

1 第六次 新宿区子ども読書活動推進計画で

展開する取組み

国が令和5年3月に示した第五次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」に基づき、また、これまでの施策の実績や諸情勢の変化を踏まえ、以下の4つの取組みを展開します。

(1) 不読率の低減

不読率の高さが課題となっている中学生・高校生、とりわけ高校生の世代に対し、読書への関心を高めてもらえるよう、需要の高い資料の提供やイベントの開催、ホームページやSNSを活用した情報発信等を行います。

(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子どもや日本語指導を必要とする子どもなど、読書に困難を抱える子どもたちに対応した資料の収集、読書環境の整備を進めます。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

非来館型サービスの充実、読書バリアフリーの推進及び多様な資料の提供のため、電子書籍の導入を検討します。

区立学校の全ての児童・生徒にタブレット端末を導入した「新宿区版GIGAスクール構想」を踏まえ、ICTを活用した授業における読書環境の整備を進めます。

(4) 子どもの視点に立った読書活動の充実

子ども読書リーダーの育成を進め、活躍の場を検討します。

また、子どもの年齢や発達段階に応じた意見聴取の機会を設けていきます。